

○山梨県警察保護取扱いに関する訓令

昭和35年5月16日

本部訓令第28号

〔沿革〕 平成9年10月本部訓令第21号 平成14年12月本部訓令第17号
平成18年12月本部訓令第25号 平成19年6月本部訓令第11号
平成22年3月本部訓令第10号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 保護（第4条－第11条）
- 第3章 被保護者引渡等の措置（第12条－第14条）
- 第4章 保護室（第15条－第17条）
- 第5章 許可状の請求等（第18条－第20条）
- 第6章 雑則（第21条－第24条）
- 第7章 児童の一時保護等（第25条）
- 第8章 県警察本部が行なう保護（第26条）

第26条 県警察本部が行なう保護

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号以下「めいてい酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行なうため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（保護についての心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあつた者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意をはらわなければならない。

（保護の責任）

第3条 警察署長は、保護について全般の指揮監督に当り、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長（以下「保護主任者」という。）は警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡、関係機関への引継等保護の全般について直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が不在の場合は当直責任者または警察署長の指定した者が保護主任者に代つてその職務を行なうものとする。

第2章 保護

（保護の着手）

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合または届出のあつた者が保護を要する者であると認めた場合においてはとりあえず必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置をとつた場合においてはその者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、警察官は直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

（保護の場所についての指示等）

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し次の各号に掲げる場所を基準として被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者 もよりの精神科病院又は保護室

(2) めいてい 酩酊者 保護室

(3) 迷い子 交番又は駐在所（もよりに保護室のある場合又は家族等が引き取りに長時間を要すると認められる場合にあつては保護室）

(4) 病人又は負傷者もよりの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては保護室）

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合には人目に立たないようにする等被保護者の不利とならないように配慮しなければならない。

（被保護者の住居等の確認措置）

第6条 被保護者の家族等に通知して、その引き取りについて必要な手配をしようとするに当り、被保護者がその住居または居所および氏名を申し立てることができないか、または申し立てても確認することができない場合であつて他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り警

察官は保護主任者の指揮を受け第5条第1項の保護の場所において立会人を置き必要な限度で被保護者の所持品等について、その住所または居所および氏名を確認するための措置をとることができる。

2 女子の被保護者について前項の措置をとる場合には成年の女子を立ち合わせなければならない。

(事故の防止)

第7条 警察官は、保護に当つては被保護者が負傷、自殺、火災、その他自己または他人の生命、身体もしくは財産に危害を及ぼす事故を起こさないように細心の注意を払わなければならない。

第8条 警職法第3条第1項第1号又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が自殺あるいは暴行しようとする等自己または他人の生命身体もしくは財産に危害を及ぼす事態にある場合においてその危害を防止し適切にその者を保護するために他に方法がないと認められるときは警察官が真にやむを得ないと認められる限度で被保護者の行動を抑止するための手段をとることができる。この場合においては緊急を要する状態にあつていとまがないと認められる場合を除き保護主任者の指揮を受けなければならない。

第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己または他人の生命身体もしくは財産に危害をおよぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において第7条の事故を防止するためやむを得ないと認めるときはその限度で当該危険物を保管することができる。この場合において警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等についてはその承諾を得て行なわなければならない。

2 前項の措置をとる場合において被保護者に所持させておいては紛失または破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても同項の規定に準じて、つとめて保管するようにしなければならない。

3 前2項の措置は緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上第5条第1項の保護の場所において立会人を置いて行なわなければならない。

4 第1項または第2項の規定により保管した危険物または貴重品はその品名、数量、および保管者を当該被保護者にかかわる保護取扱簿に記載し、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することが禁止されているものを除き被保護者を家族等に引き取らせる場合または保護を解く場合においては、その引取人または本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継がなければならない。

第10条 警職法第3条第1項第1号又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該保護者が自殺、あるいは暴行しようとする等自己または他人の生命、身

体もしくは財産に危害をおよぼす事態にあり真にやむを得ないと認められるときは警察官は保護主任者の指揮を受けた上被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することができる。

(異状を発見した場合の措置)

第11条 警察官は、被保護者に異状を発見した場合には応急の措置を講ずるとともに直ちにその状況を保護主任者を経て警察署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ自己または他人の生命、身体もしくは財産に危害をおよぼすおそれがあると認められる場合であるときは警察署長はこれを発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとらなければならない。

警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて合理的に判断して正常な判断能力を欠きなお保護を要する状態にあると認められるときもまた同様とする。

3 第1項の場合において被保護者の異状が死亡その他重大な事故である場合は警察署長は警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するとともに氏名および住所または居所が判明しているときは被保護者の家族等にもあわせて通知しなければならない。

第3章 被保護者引渡等の措置

(被保護者の家族等に対する引渡等)

第12条 被保護者の家族等に対する引き渡し等は、次の各号により措置しなければならない。

- (1) 精神錯乱者については人相、特徴、所持品、言動等によつて所在不明もしくは病院逃走のため手配中の者であるか否かを調査する等、その身元の発見につとめ身元が判明したときは、すみやかに家族等に引き渡すこと
- (2) 泥酔者については所持品、言動等によりその身元の発見につとめ身元が判明したときはすみやかに家族等に引き渡すものとする。なお家族等に引き渡すことができない者については保護の必要がなくなつたときにすみやかに保護解除の措置をとること
- (3) 行方不明者については、その者より事情等を聴取してその身元の発見につとめ、身元が判明したときはすみやかに家族等に引き渡すものとする。ただし引き渡すことができない者で保護の必要がなくなつたときは保護解除の措置をとること
- (4) 病人、負傷者等について所持品、言動等により、その身元の発見につとめ身元が判明したときは、すみやかに家族等に引き渡すものとする。ただし引き渡し前において保護の必要がなくなつたときは保護解除の措置をとること
- (5) 迷い子についてはその者の人相、着衣、言動等により必要な手配を行いその身元の発見につと

め身元が判明したときは、すみやかに家族等に引き渡すこと

(関係機関への事件の引継)

第13条 保護主任者は引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けた上次の各号の定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 被保護者が精神錯乱者である場合には精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）第21条の規定による保護義務者たる市町村長に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が病人、負傷者等である場合には生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる県知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (3) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には前3号に掲げる場合であつても同法第25条の規定により福祉事務所または児童相談所に通告して引き継ぐこと。

(引渡等の記録)

第14条 前2条の規定により被保護者を家族等に引き渡しまたは関係機関に引き継いだとき、または保護を解除したときは保護取扱簿に所要事項を記載するものとする。この場合において引き渡しまたは引き継いだものについては所定欄に家族等または関係機関の署名押印を受けておかなければならない。

第4章 保護室

(保護室の設置)

第15条 警察署には被保護者の数、状況等を勘案して所要の保護室を設置しなければならない。

- 2 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は被保護者の数、状況等を総合的に判断し所要の警察官を指定して保護に当らせなければならない。

(保護室の構造設備等の基準)

第16条 保護室の設置に当つては次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 留置施設とは別個に設けること
- (2) 1室の面積はおおむね7.5平方メートル以上とすること
- (3) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること
- (5) 扉窓その他の設備は被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする

2 保護室には被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておかなければならない。

(保護室に関する特例措置)

第17条 警察署長は、やむを得ない事情がある場合または保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用することができる。ただし、警職法第3条第1項第1号又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者については、留置施設内の室(居室を除く。以下同じ。)を保護室に代用することができる。

2 留置施設内の室を保護室に代用して被保護者を収容している間は、留置業務管理者(山梨県警察被留置者の留置に関する訓令(昭和52年山梨県警察本部訓令第1号。以下「留置訓令」という。)第3条第1項に規定する者をいう。以下この項において同じ。)が被保護者の給与その他被保護者の保護についてその責に任ずるものとし、第15条第2項に規定する保護に当る警察官には看守勤務の留置担当官(留置訓令第3条第2項に規定する者をいう。)を当てるものとする。この場合においては保護主任者は当該保護者にかかわる保護取扱簿を留置業務管理者に引き継がなければならない。

第5章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第18条 24時間をこえて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、別記様式第1により保護主任者が警察署長の指揮を受けて行なわなければならない。

(簡易裁判所への通知)

第19条 警職法第3条第5項又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、別記様式第2により毎週金曜日までにその直前の週の日曜日から土曜日までの間のものについて警察署長が行なわなければならない。

(保健所長への通報)

第20条 精神保健法第24条又は^{めいてい}酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は警察署長が行なわなければならない。

第6章 雑則

(保護取扱簿)

第21条 保護主任者は、被保護者について別記様式第3による保護取扱簿に所要事項を記載しその状況を明らかにしておかなければならない。

2 保護取扱簿は、3年間保存するものとする。

第22条 削除

(被保護者が非行少年である場合の措置)

第23条 警察官は、被保護者が少年であつて山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第17号）第2条の非行少年又は不良行為少年であることが明らかとなつた場合においては、当該少年について同訓令の定めるところにより補導を行わなければならない。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなつた場合においては、児童福祉法第25条の規定により福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない。

3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項の要保護女子であることが明らかとなつた場合においては、当該被保護者が少年であつて第13条第3号または前2項の規定により関係機関に送致し、または通告する措置をとつた場合を除き、もよりの婦人相談所または婦人相談員に通知するものとする。この場合においては婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮しなければならない。

(被保護者と犯罪捜査等)

第24条 被保護者が罪を犯した者又は山梨県少年警察の活動に関する訓令第2条の触法少年若しくはぐ犯少年であることが判明した場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ない場合を除き、被保護者について取り調べ又は調査をしてはならない。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなつた場合においても、また同様とする。

第7章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第25条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、または同行しもしくは引致すべき場所が遠隔である等の理由により、やむを得ない事情があるときは、それぞれ該当各号の児童その他同行しまたは引致すべき者等を保護室に一時収容することができる。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行なう場合
- (2) 少年法第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第14条（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により少年院もしくは少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
- (5) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により引致状による引致を行な

う場合

(6) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により収容状を執行する場合

(7) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合

2 前項の場合においては第3条、第7条から第11条まで、第13条第2項および第21条の規定を準用する。

第8章 県警察本部が行なう保護

（県警察本部が行なう保護）

第26条 県警察本部は、市街地における保護を要する者の保護を能率的かつ合理的に行なうため適切であると認められる場合においては、次の各号に掲げる基準によつて保護のための施設を設け、被保護者の収容家族等への引き渡し関係機関への引き継等この規定の例により保護を行なうことができる。この場合においては県警察本部の保護を主管する課の課長は警察署長の職務を、保護を主管する課の課長補佐は保護主任者の職務をそれぞれ行なうものとする。

(1) 当該市街地のなるべく交通の便のよい場所に設けること

(2) 学校または病院の周辺住宅地等静かな環境が必要とされる地域はさけること

(3) 精神錯乱者および^{めいてい}酩酊者の保護室とその他の被保護者の保護室とは各別に設け各室相互間は見とおすことができないようにすること

(4) 1室の面積は5平方メートル程度とし、原則として1人1室とすること

(5) 精神錯乱者および^{めいてい}酩酊者の保護室は騒音および事故防止に留意した構造とすること

(6) 精神錯乱者および^{めいてい}酩酊者以外の被保護者の保護室は、なるべく畳敷とし静かな雰囲気を保つように留意すること

(7) 前各号に掲げるもののほか第16条第1項第3号から第5号に掲げる基準によること

2 第16条第2項の規定は前項保護について準用する。

附 則

1 この規程は、昭和35年6月1日から施行する。

2 被保護者等取扱規程（昭和29年7月8日山梨県警察本部訓令第8号）は、廃止する。

改正附則〔中略〕

附 則（平成9年10月9日本部訓令第21号）

この訓令は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成14年12月6日本部訓令第17号）

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日本部訓令第25号）

この訓令は、平成18年12月23日から施行する。

附 則（平成19年6月1日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月18日本部訓令第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

様式 略